

令和元年度  
定期監査結果報告書

つがる市監査委員

# 令和元年度定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

## 2 監査の実施期間

令和元年10月1日 から 令和元年11月19日 まで (前期日程)

令和2年1月8日 から 令和2年1月29日 まで (後期日程)

## 3 監査の実施対象部署

(前期)

対 象 部 署 名	
消 防 本 部	総務課、予防課、警防課、各分署
総 務 部	稲垣出張所、車力出張所
福 祉 部	福祉課、介護課、保護課、健康推進課、出先機関及び関連施設
財 政 部	税務課、収納課、管財課、財政課
農業委員会事務局	
教育委員会	教育総務課、社会教育文化課、指導課、出先機関及び関連施設
選挙管理委員会事務局	
議会事務局	

(後期)

対 象 部 署 名	
経 済 部	農林水産課、商工観光課、地域ブランド対策室、出先機関及び関連施設
建 設 部	土木課、建築住宅課、下水道課
民 生 部	市民課、国民健康保険課、環境衛生課
総 務 部	秘書広報課、つがる出張所、企画調整課、地域創生対策室、総務課
会 計 課	

#### **4 監査の範囲及び方法**

平成30年度及び令和元年度定期監査実施日までにおける一般行政事務及び財務事務の執行状況について、当日に提出された各部署の事務事業に関する資料に基づき予算の執行、財産の管理、収納状況、契約事務等に対して関係書類を抽出し所管の長以下関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

#### **5 監査の結果**

一般行政事務及び財務に関する事務の執行状況についての監査の結果は、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管の長以下関係職員に対して、改善内容を書面及び口頭にて注意・指導をした。